

平成 20 年度 CDM/JI 実現可能性調査 募集要項

1. 募集の概要

1997 年に開催された国際連合気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」では、温室効果ガスによる地球温暖化防止のため、日本は、2008 年から 2012 年の平均排出量を 1990 年レベルより 6%削減（同、先進国平均約 5%削減）することが定められました。京都議定書には、この削減目標を達成するため、柔軟措置として、「クリーン開発メカニズム（CDM）」や「共同実施（JI）」等の京都メカニズムが盛り込まれています。すでに同議定書に定められた第一約束期間が本年より始まっており、削減目標の達成に向けた京都メカニズムの活用がより一層重要となっています。

また、CDM や JI がそれらのプロジェクトによる排出削減の「量」とそれに対応するクレジット量とクレジット売却収益に大きく焦点が絞られている現状、並びに大規模案件の掘り尽くしによる排出削減量の低減化という状況において、CDM/JI プロジェクトのホスト国における公害問題や現地環境問題への対応が必要であるとの認識が広まり、下記（P.6～8）に示すような京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策の「コベネフィット」の実現が、国際的にも望まれることとなっています。さらに、プロジェクトが特定の国・地域に偏在している問題を考慮し、地理的不均衡の是正に向けたプロジェクト形成が期待されています。

財団法人地球環境センター（GEC）は、環境省の委託を受けて、平成 11 年度から、温室効果ガスの排出削減、吸収源強化により持続可能な開発に資すると考えられるプロジェクトについてフィージビリティ（実現可能性）調査を実施することにより、CDM/JI 事業として有望なプロジェクトを発掘するとともに、CDM/JI の仕組みに関する国内・国際ルールづくりに関する知見の獲得、京都メカニズムクレジット取得のための手法などの蓄積をおこなってきました。

今年度も、引き続き CDM/JI 事業として有望な案件について調査を行うこととしますが、特に公害対策と温暖化対策のコベネフィットを実現する CDM/JI 事業を中心として、調査案件を広く一般から募集します。

2. 応募資格

本調査事業の応募者は、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する日本の団体であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力（ア．団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ．自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ．活動の本拠としての事務所を有すること）があることとします。

- （1）民間企業
- （2）民法法人、特定非営利活動法人（NPO）
- （3）その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行することができると認められる団体

3. 調査内容

CDM/JI 事業としての実現可能性について調査を実施するとともに、有効化審査を目指したプロジェクト設計書（PDD）（POA-DD 及び CPA-DD を含む）を完成していただきます。また、公害対策と温暖化対策のコベネフィットを実現する方法についても検討していただき、その具体的な指標にかかる提案を行っていただきます。

新規・継続いずれでも応募は可能としますが、過去に二年度以上本調査を実施した案件は原則として採択しないものとします。

4. 採択要件

<考え方>

我が国の京都議定書目標達成のために必要とするクレジットの取得に資することと、公害対策（特に大気汚染、水質汚濁、及び廃棄物管理）と温暖化対策のコベネフィットを実現する程度が高いことを重視し、CDM/JI 事業としての実現可能性の高い案件、PDD 作成が視野に入っている案件、コベネフィット実現の度合いが大きい案件を優先的に採択します。応募にあたっては、以下 4 つのカテゴリーのいずれかに応募して下さい。

- ① 新規方法論の開発を目的とした案件（JI の場合は、独自の方法を開発してベースラインの設定及びモニタリングの計画を行う案件）
- ② 既存方法論の統合・改定を目的とした案件（JI の場合は、CDM 承認済み方法論を一部改定して適用

- する案件)
- ③ 承認済み方法論を活用してプロジェクトの早期形成が見込まれる案件（JI の場合は、CDM 承認済み方法論を利用してベースラインの設定及びモニタリングの計画を行うことで、早期形成が見込まれる案件）
- ④ アジア地域におけるプログラム CDM 案件

<具体的な採択要件>

以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- (1) 温室効果ガスの排出削減や吸収源の強化に資する技術をホスト国に移転すること等により当該国の持続可能な開発に寄与するもの
 - (2) ホスト国の公害対策（特に大気汚染、水質汚濁、及び廃棄物管理等に係る対策）と地球温暖化対策の「コベネフィット」の実現に寄与するもの（コベネフィット型 CDM の主な活動分野としては、P.6～8 を参照）
 - (3) 事業の実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれのないもの
 - (4) 調査実施国において、現地カウンターパート（政府、団体、企業等）が存在しているもの
 - (5) 次のように CDM/JI プロジェクトの実現可能性が客観的に高いと認められるもの
 - ・ ホスト国において、既に基礎的な調査を実施済みであり、その調査結果が良好なもの
 - ・ 方法論に関して具体的な検討がされているもの
 - ・ クレジットの獲得を前提とすれば事業の経済性が成り立つことが期待されるもの
 - ・ 具体的にプロジェクトの事業化を図る体制が整っているもの
 - (6) 早期に排出削減量・吸収量が獲得でき、CDM/JI プロジェクトとして実現可能性があると見込まれるもの
 - (7) 当該プロジェクト以外への高い波及効果が期待できるもの
- また、上記④については以下の要件を満たすものを採択します。
- (8) アジア地域において、太陽光発電、バイオ燃料、省エネ型機器等について、ホスト国の関連政策や普及の状況、我が国の関連企業の対応可能性等を踏まえて、今後の普及可能性・普及シナリオ、普及政策（プログラム）を、有望な対策技術を盛り込んで調査検討するもの

5. 調査事業の流れ

- (1) 提案書類提出
 - ・ 指定の様式に従って提案書類を提出していただきます。
- (2) 審査
 - ・ 提案書に基づいて、当該分野の専門家によって構成される「CDM/JI プロジェクト支援委員会」により審査が行われます（平成 20 年 8 月中旬を予定）。書面についての審査を基本としますが、事務局が必要と判断した場合は、審査に先立って、応募団体へのヒアリング等を実施します。
 - ・ 審査にあたっては、「2. 応募資格」、及び「4. 採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。
- (3) 審査結果の通知
 - ・ 審査結果については、応募団体あて（提案書に記載のある住所）に封書で通知します（平成 20 年 8 月中旬を予定）。合わせて、採択案件の団体名及び調査の概要を環境省及び（財）地球環境センター（GEC）から公表します。
 - ・ なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには一切応じられません。
- (4) 見積書の提出
 - ・ 審査の結果採択された案件については、見積書を提出して頂きます。
- (5) 契約の締結
 - ・ 見積書の内容を精査した上で、調査費を調査団体と調整・合意後、契約締結を経て調査開始となります。契約形態としては、エネルギー起源 CO2 対象案件については（財）地球環境センター（GEC）が調査団体と契約を締結し、非エネルギー起源 CO2 対象案件については環境省が調査団体と契約を締結します。
 - ・ 契約期間については、契約締結日（平成 20 年 8 月下旬を予定）から調査期間終了日（平成 21 年 2 月中旬）までとします。
 - ・ 契約内容等詳細については、別途お知らせします。

(6) 報告書の提出

- ・ 平成 20 年 10 月に中間報告書を提出していただきます。
 - ・ 平成 21 年 1 月に仮報告書（日本語）とその概要版（日本語）を提出していただきます。
 - ・ 平成 21 年 2 月に最終報告書（日本語）とその概要版（日本語及び英語）、及び PDD 等（英語）とその概要版（日本語）を提出していただきます。
 - ・ 報告書のほか、進捗状況把握のため、調査月報及び現地調査報告書を提出していただきます。
 - ・ 報告書及び月報の仕様については別途指示します。
- ※ 中間報告の結果又は調査の進捗状況によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

6. 調査期間

- ・ 契約締結日から平成 21 年 2 月中旬を予定しています。

7. 調査費用

- ・ 調査費は、調査実施及び調査結果の取りまとめに必要なとされる経費とし、原則としてエネルギー起源 CO2 対象案件については 1 件あたり概ね 800 万円から 2,000 万円の調査費用をお支払いします。
- ・ 植林など非エネルギー等関連技術案件については、1 件あたり概ね 800 万円を上限として調査費用をお支払いします。
- ・ 調査費の金額は、積算金額及び案件内容に基づいて調査団体と調整した上で最終的に決定します。

8. 応募方法

(1) 提案書類の提出

- ・ 本応募要項及び別添の「提案に当たっての留意事項」を参照の上、指定の様式に従って必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次のとおりです。

ア. 提案書（様式 1-1）	}	1 団体当たり 1 部
イ. 提案内容（様式 1-2）		まとめて 20 セット
ウ. 調査費積算内訳（様式 2）		（両面コピー、左上端ホッチキス止め）
エ. 提案団体の概要（様式 3）		1 団体当たり 1 部
オ. 団体の参考資料		1 団体当たり 1 部
カ. 電子媒体（イ、ウのみ）		CD-R が望ましい
キ. 提案書受付通知用はがき		1 団体当たり 1 葉
- ・ 応募書類はすべて日本語で記入してください。
- ・ 応募様式は、(財)地球環境センター（GEC）のホームページからダウンロードし、必ず応募様式に従って記入してください。
- ・ 応募書類は、すべての項目について漏れなく記入してください。
- ・ 応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。（電子メールの件名は「応募書類送付の連絡」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。）

(2) 受付期間

- ・ 提案書類の受付期間は以下のとおりです。

平成 20 年 7 月 10 日（木）～平成 20 年 7 月 25 日（金）午後 5 時（必着）
- ・ 受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意下さい（期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等を利用される方は注意してください）。

(3) 提出方法

- ・ 必要となる応募書類を揃えたうえで、指定の受付期間内に必ず本件窓口まで提出してください。
- ・ ファックス及び電子メール（インターネット）での提案書の提出は受け付けません。
- ・ 提出書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認したうえで提出してください。

- ・ 応募書類に不備がある場合には、審査対象から除外される場合があります。
- (4) 質問等
- ・ 疑問・質問については、平成20年7月17日(木)午後5時までに、電子メールで本件窓口あてに問い合わせして下さい。(電子メールの件名は「問い合わせ」として下さい。)
 - ・ 回答については、電子メール又は(財)地球環境センター(GEC)のホームページにて行います。
- (5) その他
- ・ 提出された書類等については返却いたしません。
 - ・ 不採用となった団体の提案書類の内容はいつい公表いたしません。

9. 調査結果について

- ・ 採択された案件の調査結果(最終報告書等)は、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・ 調査案件が事業化された際には、調査対象となったプロジェクトから発生するクレジットの全部又は一部の取引について、環境省と経済産業省が京都メカニズムクレジット取得事業を委託する(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO 技術開発機構)と優先的に交渉していただく必要があります(具体的には事業を進めるなかで個別のご相談となります)。

10. 説明会

以下の日程により、大阪と東京において公募説明会を開催します。ご関心のある方は極力出席をお願いします。事前登録は必要ありません。

<大阪会場>

- ・ 日時：平成20年7月15日(火)午後2:00~3:00
- ・ 場所：財団法人地球環境センター(GEC) 特別会議室 (大阪市鶴見区緑地公園 2-110)
TEL：06-6915-4121
(大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線 鶴見緑地駅 下車徒歩5分)



<東京会場>

- ・ 日時：平成 20 年 7 月 16 日（水）午後 2:00～3:00
- ・ 場所：財団法人総評会館 203 会議室（東京都千代田区神田駿河台 3-2-11）
TEL：03-3253-1771

- 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B3 出口（徒歩 0 分）
- 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 B3 出口（B3 出口まで徒歩 5 分）
- 都営地下鉄新宿線 小川町駅 B3 出口（B3 出口まで徒歩 3 分）
- JR 中央線・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口（徒歩 5 分）



11. 本件窓口

財団法人地球環境センター（GEC）事業部調査担当 山本、中井、元田
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL：06-6915-4121
FAX：06-6915-0181
Eメール：cdm-fs@gec.jp
URL：http://gec.jp/jp/

大気質改善と温暖化対策のコベネフィット型CDMの主な活動分野

大気質改善・汚濁防止と温暖化対策を統合的に実施される活動分野*を概観するため、以下により分類した。
ホスト国の大気質改善と地球温暖化対策の「コベネフィット」の実現に寄与するものの例として参照されたい。

*以下に挙げるものは、大気質の問題を直接的に改善するプロジェクト等(政策やマスタープランの実施等のプログラムのなもも含める)であり、プロジェクト実施以前に汚染されている地域および今後汚染されると予測される地域を対象とするものである。「大気汚染・水質汚濁・廃棄物問題等の改善とGHG削減の双方に一定以上の効果が見られるもので、取組の実施が安定的で、現地の状況・ニーズと合致していること」が重要な要素である。

汚染源	移動発生源		固定発生源												
			民生系			産業系							その他		
			自家用車・商用車	公共交通機関	家庭	総合対策	ボイラー一般	電力業	鉄鋼業	セメント製造業	石油精製業 石油製品製造業	製紙業	その他・森林		
スキーム	PJサイト/ プログラム管理主体	政府・自治体	政府・自治体	政府・自治体	政府・自治体	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間	政府・自治体・民間
CDM (ただし PoAを含む)	CDM	民間等	(・低GHG排出車普及) ・バス高速輸送システム(BRT)導入 ・モーダルシフト (・低GHG排出車普及)	・地域暖房の高効率化と燃料転換 ・改良型かまどの導入 ・ソーラークッカーの導入	・地域暖房の高効率化と燃料転換 ・改良型かまどの導入 ・ソーラークッカーの導入	・ごみ焼却炉の排熱回収 ・排熱回収利用・燃料代替 ・高効率化 (・ボイラー代替・効率改善) ・燃料転換 ・プロセス変更	・排熱回収利用・燃料代替 ・高効率化 (・ボイラー代替・効率改善) ・燃料転換 ・炭鉱メタンの回収と所内燃料代替	・効率改善 (・高効率発電所の新設) ・燃料転換 ・炭鉱メタンの回収と所内燃料代替	・CDQ導入 ・燃料転換 ・排熱回収 (・排ガス利用)	・セメント製造における、原料代替(クリンカ) ・排熱回収 ・セメント工場におけるバイオマス代替	・随伴ガス削減・燃料転換 (・排ガス回収利用・燃料代替)	・排熱回収 (・燃料転換) (・ボイラー代替・効率改善) (・プロセス変更)	(・電力需要者側における省エネ) (・再生可能エネルギー利用による化石由来燃料による発電シェアの拡大) (・排煙脱硫装置を省エネ型に変更)		
	プログラム CDM	民間 政府 自治体	(・燃料転換) (・燃費改善) (・低GHG排出車普及)	(・燃料転換) (・燃費改善) (・低GHG排出車普及) (・バス高速輸送システム(BRT)導入)	(・地域暖房の高効率化と燃料転換) (・改良型かまどの導入) (・ソーラークッカーの導入)	(・効率改善・大気汚染対策) (・燃料転換・大気汚染対策) (・省エネ型脱硫装置への変更)	(・排熱回収利用・燃料代替) (・高効率化) (・ボイラー代替・効率改善) (・燃料転換) (・プロセス変更)	(・発電効率向上) (・燃料転換) (・炭鉱メタンの回収と所内燃料代替) (・再生可能エネルギーの利用)	(・燃料転換) (・排熱回収/排熱利用発電) (・高温空気燃焼) (・CDQ導入) (・排ガス利用) (・炉頂圧発電) (・DMEの製造)	(・排熱回収/排熱利用発電) (・燃料転換) (・セメント製造における、原料代替(クリンカ)) (・セメント工場におけるバイオマス代替)	(・随伴ガス削減・燃料転換) (・排ガス回収利用・燃料代替) (・ガソリン等蒸気放出防止)	(・排熱回収/排熱利用発電) (・燃料転換) (・ボイラー代替・効率改善) (・プロセス変更)	(・高効率照明の普及) (・省エネ製品の普及)		
CDMとそれ 以外の対策 のハイブリッド 型取組*	民間事業者 主導で行 われる CDM(PoA 含む)とそ 他の資金 (主に ODA等の 公的資金) の組み合 わせ	民間 開発援助 機関 政府 自治体	(・燃料転換) (・燃費改善) (・総合交通対策) (・マスタープランの策定等) (・低GHG排出車普及/ 低GHG排出車用インフラの整備) (・車検制度) (・バス高速輸送システム(BRT)導入)	(・燃料転換) (・燃費改善) (・マスタープランの策定等) (・低GHG排出車普及/ 低GHG排出車用インフラの整備) (・車検制度) (・バス高速輸送システム(BRT)導入)	(・マスタープランの策定等) (・燃料転換) (・改良型かまどの導入) (・ソーラークッカーの導入)	(・マスタープランの策定及び実施(貴陽大連重慶環境モデル都市事業など)) (・省エネ型脱硫装置への変更)	(・燃料転換) (・効率改善) (・既設発電所/送配電網のリハビリ) (・省エネ型脱硫装置への変更) (・燃料転換) (・再生可能エネルギーの利用促進)	(・燃料転換) (・排熱回収/排熱利用発電) (・高温空気燃焼) (・CDQ導入) (・排ガス利用) (・炉頂圧発電) (・DMEの製造)	(・排熱回収/排熱利用発電) (・燃料転換) (・セメント製造における、原料代替(クリンカ)) (・セメント工場におけるバイオマス代替)	(・随伴ガス削減・燃料転換) (・排ガス回収利用・燃料代替) (・ガソリン等蒸気放出防止)	(・排熱回収/排熱利用発電) (・燃料転換) (・ボイラー代替・効率改善) (・プロセス変更)	(・植林CDM) (・省エネ施策の策定・実施等)			

※CDMは基本的にプロジェクトベースの取組であるが、ODAやその他の取組と一緒に実施される、総体としての効果を発揮することも期待されている。

※カッコ内は実施例はないが今後実施されることが期待される。

※PoA(Programme of Activities)とは、CDMホスト国の政策・手段又は明確な目標を調整・実施する民間又は公的機関による活動であり、その中で個別の排出削減活動を実施するもの。

水質改善と温暖化対策のコベネフィット型CDMの主な活動分野

水質改善・汚濁防止と温暖化対策を統合的に実施される活動分野を概観するため、以下により分類した。
 ホスト国の水質改善と地球温暖化対策の「コベネフィット」の実現に寄与するものの例として参照されたい。

* 以下に挙げるものは、水質汚濁の問題を直接的に改善するプロジェクト等（政策やマスタープランの実施等のプログラムのものも含める）であり、プロジェクト実施以前に汚染されている地域および今後汚染されると予測される地域を対象とするものである。
 「大気汚染・水質汚濁・廃棄物問題等の改善とGHG削減の双方に一定以上の効果が見られるもので、取組の実施が安定的で、現地の状況・ニーズと合致していること」が重要な要素である。

スキーム	汚染源		面源		点源						
			河川・用水路・湖沼	生活系			工場系				
				下水処理 (生活排水・尿)	下水処理総合対策	産業排水処理全般	製紙業	食品業	繊維工業、コークス製造業 ゴム製品、なめし革製造業	石油化学業	畜産系
プロジェクトサイト/プログラム管理主体	政府・自治体	政府・自治体	政府・自治体	政府・自治体・民間	民間	民間	民間	民間	民間		
CDM	CDM	民間等	—	—	—	—	・パルプ残さ処理とメタン回収利用 (・黒液の回収と化石燃料代替利用)	・食品排水からの残さ回収・メタン回収利用(ビール・酒造、タピオカ製造等) ・食品残さからのバイオマス/バイオ燃料回収利用 ・生産工程における水使用量削減による省エネ(酒造等)	—	—	・家畜舎からの排水処理プロセスの変更によるメタン削減及び/又はメタン回収利用
	プログラムCDM	民間 政府 自治体	—	(・PoAを活用したバイオダイジェスター等) (・処理施設の省エネ) (・好気性生物処理) (・減容化・資源化)	(・PoAを活用したバイオダイジェスター等) (・PoAを活用した集水域汚染対策の導入)	(・PoAを活用した工場排水処理対策の導入) (・好気性生物処理)	(・PoAを活用した工場排水対策の導入)	(・PoAを活用した工場排水対策の導入)	(・PoAを活用した工場排水対策の導入)	(・PoAを活用した工場排水対策の導入) (・PoAを活用した省エネ技術の導入)	(・家畜舎からの排水処理プロセスの変更によるメタン削減及び/又はメタン回収利用)
CDMとそれ以外の対策のハイブリッド型取組*	民間事業者主導で行われるCDM(PoA含む)とその他の資金(主にODA等の公的資金)の組み合わせ	民間 開発援助 機関 政府 自治体	(・マスタープランの策定等) (・課徴金の徴収による汚水削減) (・ヘドロの浚渫に伴うメタン抑制)	(・下水処理場建設+汚泥メタン回収) (・処理施設の省エネ) (・好気性生物処理) (・減容化・資源化)	(・マスタープランの策定等)	(・マスタープランの策定等) (・好気性生物処理)	・パルプ残さ処理とメタン回収利用 (・黒液の回収と化石燃料利用)	(・食品排水からの残さ回収・メタン回収利用) (・食品残さからのバイオマス/バイオ燃料回収) (・生産工程の水使用量削減による省エネ)	—	—	(・家畜舎からの排水処理プロセスの変更によるメタン削減及び/又はメタン回収利用)

※CDMは基本的にプロジェクトベースの取組であるが、ODAやその他の取組と一緒に実施される、総体としての効果を発揮することも期待されている。
 ※カッコ内は実施例はないが今後実施されることが期待される。
 ※PoA(Programme of Activities)とは、CDMホスト国の政策・手段又は明確な目標を調整・実施する民間又は公的機関による活動であり、その中で個別の排出削減活動を実施するもの。

廃棄物問題改善と温暖化対策のコベネフィット型CDMの主な活動分野

廃棄物問題改善と温暖化対策を統合的に実施される活動分野*を概観するため、以下により分類した。
 ホスト国の廃棄物改善と地球温暖化対策の「コベネフィット」の実現に寄与するものの例として参照されたい。

*以下に挙げるものは、廃棄物の問題を直接的に改善するプロジェクト等（政策やマスタープランの実施等のプログラムのものも含める）であり、プロジェクト実施以前に汚染されている地域および今後汚染されると予測される地域を対象とするものである。
 「大気汚染・水質汚濁・廃棄物問題等の改善とGHG削減の双方に一定以上の効果が見られるもので、取組の実施が安定的で、現地の状況・ニーズと合致していること」が重要な要素である。

スキーム			発生・貯留・排出・分別/資源回収	収集・運搬	中間処理				最終処分	
					適正処理	資源化		燃焼等		
					有害廃棄物	メタン排出回避及び回収利用	エネルギー利用		燃料化	準好気性埋立
					無害化	農業残渣・有機汚泥など	有機系廃棄物など	無機汚泥・都市ごみなど	埋立地の早期安定 水質汚濁防止 衛生改善	
CDM (ただしPoAを含む)	CDM	民間等	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 農業残渣(もみ殻等)発電利用 農業・食品残渣等/有機系ごみのコンポスト化 バイオダイジェスター 嫌気性消化によるバイオガス回収利用 	<ul style="list-style-type: none"> 動植物性残渣発電利用(飲料・食料品製造工場・パルプ工場等) ガス化炉での熱分解による生ゴミ合成ガス化 	<ul style="list-style-type: none"> 都市ごみ固形燃料化 RDF燃料発電プラント 	<ul style="list-style-type: none"> 排熱利用 発電利用 	<ul style="list-style-type: none"> 準好気性システムへの転換によるメタンガス排出抑制) 埋立処分場のメタンガス回収発電
	プログラムCDM	民間 政府 自治体	(・有機物系の都市ごみや食品製造残渣のコンポスト化)	(・低GHG排出収集車の普及)	—	<ul style="list-style-type: none"> (・農業残渣(もみ殻等)発電利用) (・農業・食品残渣等/有機系ごみのコンポスト化) (・バイオダイジェスター) (・生ごみ、家畜排泄物、食品廃棄物等のメタン発酵) (・下水/し尿処理→水質参照) 	<ul style="list-style-type: none"> (・動植物性残渣エネルギー利用(飲料・食料品製造工場等)) (・エタノール発酵/バイオエタノール) (・ガス化) 	<ul style="list-style-type: none"> (・RDF化+RDF燃料普及) (・炭化) (・キルン化によるセメント原料利用) 	<ul style="list-style-type: none"> (・排熱利用) (・発電利用) (・給湯利用) 	—
CDMとそれ以外の対策のハイブリッド型取組*	民間事業者主導で行われるCDM(PoA含む)とその他の資金(主にODA等の公的資金)の組み合わせ	民間 開発援助 機関 政府 自治体	(・廃棄物管理総合対策) (・リサイクルシステム構築支援(資源の有効利用モデル構築支援/循環型工業団地支援)) (・有機物系の都市ごみや食品製造残渣のコンポスト化)	(・廃棄物管理総合対策) (・低GHG排出収集車の普及/低GHG排出車用インフラの整備)	—	<ul style="list-style-type: none"> (・リサイクルシステムの構築) (・廃棄物管理総合対策) (・農業残渣/都市ごみのコンポスト化) (・農業残渣発電利用) (・バイオダイジェスター) (・メタン発酵) (・コンポスト化) (・下水/し尿処理→水質参照) 	<ul style="list-style-type: none"> (・リサイクルシステムの構築) (・廃棄物管理総合対策) (・エタノール発酵/バイオエタノール) (・ガス化) 	<ul style="list-style-type: none"> (・リサイクルシステムの構築) (・廃棄物管理総合対策) (・RDF化+RDF燃料普及) (・炭化) (・キルン化によるセメント原料利用) 	<ul style="list-style-type: none"> (・排熱利用) (・発電利用) (・給湯利用) 	<ul style="list-style-type: none"> (・準好気性システムへの転換) (・メタン回収発電)

※CDMは基本的にプロジェクトベースの取組であるが、ODAやその他の取組と一緒に実施される、総体としての効果を発揮することも期待されている。

※カッコ内は実施例はないが今後実施されることが期待される。

※PoA(Programme of Activities)とは、CDMホスト国の政策・手段又は明確な目標を調整・実施する民間又は公的機関による活動であり、その中で個別の排出削減活動を実施するもの。